

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

尼崎市の人口は昭和 45 年の約 55 万人をピークに減少しており、平成 27 年の国勢調査による人口は 452,563 人である。なかでも、生産年齢人口（15～64 歳）が、今後 25 年間で約 8 万人減少すると推計されており、将来の尼崎市の経済を支える年代の人口減少が懸念されている。

また、尼崎市の事業所についても、事業所数、従業者数ともに減少傾向にある。事業所数について産業別で見ると「卸売業、小売業」が最も多く、従業者数については「製造業」が最も多くなっている。製造業では、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業などの素材系の産業において、従業者数や製造品出荷額等が多く、これらの分野の産業が尼崎市の製造業を支えている。

中小企業者については、景況調査によると、景気が良いと感じる企業よりも景気が悪いと感じる企業の方が多く、経営上の問題点としては人手不足が深刻な問題となっている。

このような中、独自の取り組みとして市内事業者に対して尼崎市企業投資活動促進制度による補助等を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

本市の地域経済を今後も持続的に発展させていくために、さまざまな産業が活性化し、新たな産業が生まれ、雇用が発生し、消費を通じてさらなる生産やサービスの提供につながるといった好循環を、事業者、産業関係団体、市民、行政等が常に意識しながら、互いに協力して産業の振興に取り組むまちをめざしており、先端設備等導入計画の認定事業者数の目標を年間 50 件程度とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

尼崎市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が

尼崎市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

市内の広範囲に産業集積が見られるため、尼崎市全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

多種多様な業種が集積していることから、業種・事業は限定しない。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。